

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

# 知らなくちゃ! 税

第11号/2005年11月



## 熊川宿（若狭町）

熊川宿は天正17年（1589年）熊川が交通と軍事において重要な場所であることから、秀吉に重用され、若狭の領主となった浅野長政によりつくられた宿場町です。現在は国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定されており、古い建物を生かした資料館や喫茶店を散策することができます。



発行 **敦賀税務連絡協議会**

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会

敦賀青色申告会

(社) 敦賀法人会

敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部

敦賀小売酒販組合

敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署

福井県嶺南振興局

敦賀市/美浜町/若狭町

この社会あなたの税がいきている



# 税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)

テーマ 少子・高齢社会と税

あなたも税のこと、考えてみませんか



国税庁では毎年11月11日から17日を「税を考える週間」と定めて全国統一キャンペーンを実施しています。

敦賀税務署、管内地方公共団体及び税務連絡協議会においても、税の意義や役割についての理解を深め、考えていただけるよう各種の広報広聴活動を行います。

今後、本格的に進展する少子・高齢社会に対応するために、その財源となる「税」の役割はますます重要になります。経済社会の構造変化に対応するため、「税」の果たす役割を理解し、税のあり方について真剣に「考え」ていく必要があります。

国や地方公共団体は、私達国民が豊かで安定した暮らしができるよう、社会福祉の充実、住宅道路の整備、教育の振興など幅広い分野にわたって活動していますが、これらの経費は税によって賄われています。

このように、税は国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私達が共同生活を維持するためのいわば「会費」であるといえましょう。

《この社会あなたの税がいきっている》

## 主な行事

### 税の作品展

11月5日(土)～6日(日) 三方勤労者体育館

11月12日(土)～13日(日) 美浜町役場

税に関する作品(書道、ポスター、作文など)を展示

～ご来場をお待ちしています～

### 無料税務相談

11月1日(火) 13:00～16:00

あいあいプラザ(金沢国税局税務相談官)

11月11日(金) 13:00～16:00

あいあいプラザ(北陸税理士会敦賀支部)

～お気軽にご相談ください～

### 記念講演会

11月16日(水) 13:30～

サンピア敦賀「若狭の間」

講師 金沢国税局課税部長

岸野 悦朗 氏

テーマ 少子・高齢社会の現状と税制上の問題点



### 記念コンサート(入場無料)

11月8日(火) 15:00～

(学)早翠学園「オーバル・ホール」

(市野々6-2-2 第二早翠幼稚園)

広瀬美和・牧田加奈子

「ソプラノ&ピアノ・

パイプオルガン」



### 税金教室

敦賀税務署管内の小・中・高校の児童・生徒を対象に、税務署や地方公共団体の職員のほか税務連絡協議会の会員が講師となって税金教室を開催します。(開催予定校 29校、開催回数35回)

また、敦賀税務署管内の公民館・老人クラブを通じて、社会人・高齢者を対象に税金教室を開催します。(開催回数6回)

## ご存知ですか？ ～ 税務署からのお知らせ～

### 消費税法の改正

消費税の届出はお済みですか？ ～新たに課税事業者となる個人事業者の方へ～

個人事業者のみなさん、  
売上1,000万円を超えていませんか？

前々年の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になります。

#### 新たに消費税の課税事業者となる方

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

日々の記帳や書類の保存が必要です。

一般課税により申告される方は、帳簿と請求書等の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

#### 消費税の簡易課税制度を選択する方

「簡易課税制度選択届出書」を提出してください。  
平成17年に新たに課税事業者となった方、平成18年に課税事業者である方は、平成17年12月31日までに提出する必要があります。

### 消費税の納付をお忘れなく！

消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税、事業者のみなさんが期限内に納めるためには...

#### その1 納税資金の積立て

いざ納付というときに資金不足にならないよう納税資金の積立てをしておきましょう。

#### その2 振替納税

個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

個人事業者の方の平成17年分消費税の納付期限は平成18年3月31日(金)です。

❗ 期限に遅れると、延滞税の負担だけでなく、財産の差押え等の滞納処分を受けることもあります。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

### 年末調整説明会の開催案内

開催者	開催日	時間	場所	対象者
敦賀税務署	11月25日(金)	午前10:00～12:00	三方公民館	若狭町
	11月30日(水)	午前10:00～12:00	プラザ萬象小ホール	敦賀市の法人、官公庁
		午後2:00～4:00	(敦賀市東洋町)	敦賀市の個人、美浜町

### インターネットで申告・納税！ e-Tax

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると



自宅やオフィスから申告や納税ができます。

- ①申告(所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税)
  - ②法定資料の提出 ③納税(全税目) ④申請・届出など
- 源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続に大変便利です。e-Taxのご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続等が必要です。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告することができます。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク TEL .0570-015901

[ヘルプデスク利用時間] 月～金(祝日等を除く)の午前9時～午後5時

### 《公的年金等から所得税が源泉徴収されている方へ》

一定の金額を公的年金等を受け取る時は、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。この場合、源泉徴収票(原本)を添付しなければなりません。

平成17年分の所得税から、年齢65歳以上の方の最低控除額は120万円(平成16年分は140万円)となりました。

高齢者控除は、平成17年分の所得税から廃止されました。

公的年金等に係わる雑所得の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なります。

65歳未満の方		65歳以上の方	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
70万円まで	0円	120万円まで	0円
70万円超 130万円未満	収入金額－70万円	120万円超 330万円未満	収入金額－120万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－37.5万円	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－37.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－78.5万円	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－78.5万円
770万円以上	収入金額×0.95－155.5万円	770万円以上	収入金額×0.95－155.5万円

平成17年分の所得税については、昭和16年1月2日以後に生まれた方

平成17年分の所得税については、昭和16年1月1日以前に生まれた方

《確定申告で精算することになります》

# 平成17年度

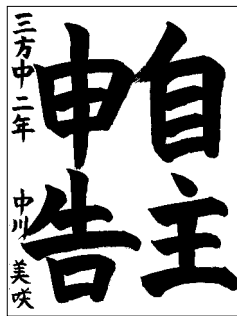
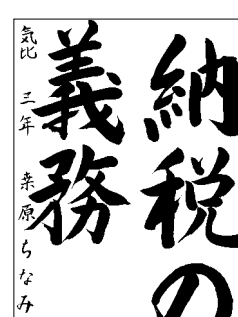
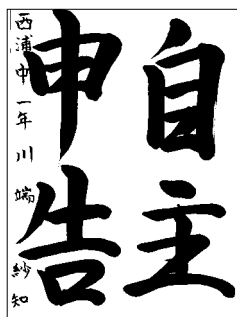
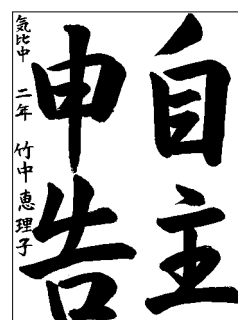
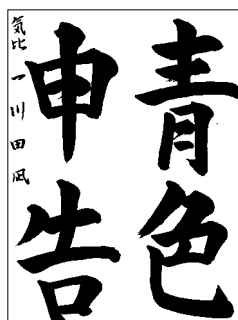
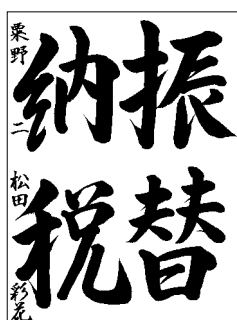
## 中学生の『税についての作品』入選者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年は、作文、書道、ポスター合わせて389点の作品応募があり、審査の結果、多くの作品が入選となりました、応募いただいた各中学校の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

### 書道の部（応募作品104点）

川田 凷（気比1年）	桐畑 伽菜（気比2年）	竹中恵理子（気比2年）
桑原ちなみ（気比3年）	塚本 美保（栗野2年）	松田 彩花（栗野2年）
川端 紗知（西浦1年）	田代 彩乃（東浦2年）	中川 美咲（三方2年）

### 【優秀作品】



### 消費税「貯めて安心缶」

～ 敦賀税務連絡協議会が特製貯蓄缶を寄贈～

敦賀税務連絡協議会（小森博臣会長）は、消費税の改正により消費税の新規課税事業者が大幅に増加することから、事業者が預かった消費税を日々、備蓄しておくことができるよう「納税貯蓄缶」を1500個製作し、10月7日に開催された「税を考える週間」行事打ち合わせ会の冒頭、小森会長から敦賀税務署（竹内収平署長）に寄贈しました。

貯蓄缶は直径7.5センチ、高さ11.7センチで、「消費税 めざそう完納！期限内 貯めて安心缶」と表示されており、消費税納付意識の啓蒙を図っています。

寄贈を受けた敦賀税務署では、対象の事業者等に貯蓄缶を配布し、消費税の期限内納付を呼びかけることにしています。



# 今年も多数のご応募 ありがとうございました。

## ポスターの部 (応募作品7点)



藤原 知美

- 加藤 千恵  
(美浜3年)
- 田辺カンナ  
(美浜3年)
- 出村 美里  
(美浜3年)
- 藤原 知美  
(美浜3年)

### 【優秀作品】



出村 美里



田辺カンナ



加藤 千恵

## 作文の部 (応募作品278点)

- 市川えりこ (気比1年) 金山 由佳 (気比2年) 田辺 葵葉 (気比2年) 市橋 亜津 (気比3年)
- 山崎 達也 (気比3年) 福地真渚美 (松陵1年) 山岸 愛 (松陵1年) 熊谷 拡哉 (松陵2年)
- 四本木優孝 (松陵3年) 澤田 未歩 (上中2年) 居関 彩子 (上中2年)

### 【優秀作品】

「税について」

敦賀市立気比中学校 3年 市橋 亜津

「税」と聞いて最初に思い浮かんだのは、消費税です。唯一私が納めている税金だからです。他にはどんなものがあるんだろうと思ってインターネットで調べてみると、所得税をはじめ、市民税、たばこ税...とさまざまな種類があるということがわかりました。

税は、私たちの身近なところに使われています。例えば、病院、公園、道路、警察署など私たちの生活に必要なものばかりです。また、学校や教科書、体育館にあるものも全て税金で成り立っています。もし、税というものがなかったら、私たちの生活は一体どうなってしまうのでしょうか。警察や消防署などもお金を払わないと仕事してくれなくなるし、図書館も利用できないし、学校へ行って勉強することもできません。きっと生活が不便になると思います。そう思うと、税というものがあって本当に良かったなあと思いました。税に感謝しながら、学校のものや公共施設のものを大切に使いたいです。

税についての作文を書いているとき、ふと気付いたことがありました。それは、これから先消費税は高くなっ

ていくのか、ということです。社会の公民の授業で日本は今、高齢化が進んでいると知って、このままでは年金が足りなくなってくるのではないかと少し不安になってきました。税金があるのはありがたいけど、消費税が上がったら負担も大きいし大変です。でも、よく考えてみれば、世界には消費税が十パーセント納めている国だってあるし、自分や家族、お年寄りの人達がよりよい暮らしをしていくためには、ちょっとぐらい消費税が高くなっていいんじゃないかという気になりました。私たちは税というものに支えられて生きているのだから、税に感謝し、しっかり納めていくべきだと思います。

ニュースで脱税していたなどと聞いたことがあるけど、未来の自分のためにも、たくさん働いて、ちゃんと納めたいと思います。また、みんながきちんと納めている税金だから有効に使ってほしいです。

税について詳しく知らない人や税が何に使われているのかわからない人はまだまだたくさんいると思います。私もその中の一人でした。だから、一人一人が税について関心を持ち、税はいろいろなところで役立っているということを多くの人に知ってもらいたいと思いました。

中学生から389点「税についての作品」が寄せられました。

# 個人の住民税申告 Q & A

Q 収入がなくても申告は必要？

A 必要です。

住民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入のなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

もし、申告をしていないと、収入がないということが把握できず、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、所得（課税）証明が発行できないなど、各種の行政サービスを受けられるときに支障をきたすことがあります。

Q 公的年金に係る所得の計算方法が変更となるそうですが？

A 65歳以上の方（昭和16年1月1日以前生まれの方）について、平成17年分の申告より、下表により所得を計算していただくことになりました。

公的年金収入金額（A）	所得金額
330万円未満	（A） - 120万円
330万円以上410万円未満	（A）×75% - 37万5千円
410万円以上770万円未満	（A）×85% - 78万5千円
770万円以上	（A）×95% - 155万5千円

Q 平成17年の年金から所得税が源泉徴収されているのは、なぜ？

（昨年より多く源泉徴収されているのは、なぜ？）

A 平成16年分所得まで、65歳以上の方には、「老年者控除（所得税50万円、住民税48万円）」が所得控除として適用されていましたが、平成17年分所得より廃止されることになりました。

これにより、65歳以上の方の税負担が増加することとなり、あらかじめ年金より所得税が源泉徴収されています。公的年金以外の所得がある方、社会保険料控除、扶養控除などの各種控除を受ける方は、税務署などで「確定申告」をして、所得税を精算していただく必要があります。

なお、「確定申告」をされた方は、住民税の申告の必要はありません。

Q 申告に行くときに、必要なものはありますか？

A ① 申告書（ご自宅に送付した方） ② 印鑑 ③ 源泉徴収票（給与収入、年金収入のある方）  
④ 収支計算書、帳簿、必要経費の領収書（事業、農業、不動産所得のある方） ⑤ 国保、国民年金の領収書  
⑥ 生命保険料、損害保険料の支払証明書 ⑦ 障害者手帳、療育手帳 などです。

## 自動車税の取扱いが一部変わります。

### 身体障害者等の方に対する減免について

平成17年度から減免の対象となる身体障害者等の要件が緩和されるとともに、年度途中で一定の要件に該当する身体障害者等となられた方については、申請月の翌月から自動車税の減免が受けられることになりました。

なお、前年度までに一定の要件に該当する身体障害者等となられた方については、従来どおり5月31日の納期限までに申請が必要です。申請期限を過ぎますと減免できませんのでご注意ください。

また、車を新規に取得される場合は、自動車会議所内税務課分室にて登録時に手続きをしていただくこととなります。

手続きのお問い合わせ先

車を新規に取得される場合 自動車会議所内税務課分室（TEL 0776-35-6940）

すでに車を所有されている場合 嶺南振興局二州税務部（TEL 0770-22-0053）  
嶺南振興局若狭税務部（TEL 0770-56-2223）

### 年度途中で他の都道府県ナンバーになった場合の取扱いについて

平成18年度から他の都道府県に転出した場合に、翌月からの自動車税の月割り還付を行わないこととなります。4月1日現在で登録されている都道府県で1年分課税されるので、年度途中で転出した先の都道府県では当該年度は課税されません。

年度途中で抹消登録した場合は、これまでどおり月割りで還付されます。

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日です。納期限内に納付しましょう。



# 法人会 税金クイズ 2005

税について考えよう  
～税の役割と使途～

## ① 税金の種類と収入

国や地方自治体は、私たちの生活に欠かすことのできない行政サービスなどを提供しています。そして、それに必要な経費を、私たちは税金という形で負担しています。

税金には、国に納める税金(国税)と地方自治体に納める税金(地方税)があり、地方税は、さらに道府県税と市町村税に分かれています。

例えば、国に納めている主な税金として、所得税、法人税、消費税などがあり税収は約44兆円。地方に納める主な税金としては、住民税、固定資産税、事業税、地方消費税などで税収は約33兆円となっています(平成17年度予算)。

税金の種類		
国税	地方税	
	道府県税	市町村税
所得税	道府県民税	市町村民税
法人税	事業税	固定資産税
相続税	自動車税	事業所税
贈与税	地方消費税	軽自動車税
消費税	道府県たばこ税	市町村たばこ税
酒税	ゴルフ場利用税	入浴税
たばこ税	⋮	⋮
印紙税	⋮	⋮
関税等	等	等

注) 東京都は道府県等に相当する税も、特別区は市町村税に相当する税も課税していますが、市町村税に相当する税で、法人市町村民税、固定資産税、事業所税は、東京都が課税しています。

〔財源資料〕2006年

クイズに答えて  
商品券をもらおう!  
応募締め切り  
平成17年11月30日

5万円の商品券など  
600名様にプレゼント!

1等 100名様 5万円の商品券 (VISAギフトカード)

2等 500名様 1万円の商品券 (VISAギフトカード)

## ② 税金の使途

国や地方自治体における1年間(4月から翌年3月まで)の収入のことを歳入といい、支出のことを歳出といいます。国と地方の歳入割合は6:4ですが、国と地方の歳出割合は4:6に逆転します。こうしたことから、地方分権の推進と相まって国と地方のあり方に関心が高まっています。

ところで、国と地方には役割があり、国は司法、外交、国防などをはじめ経済、産業など国家的見地から行う幅広い行政活動を分担しています。また、地方は、主として、教育、環境衛生、上下水道、警察、消防など地域住民の生活環境や福祉を中心に日常生活に密着した行政活動を行っています。

私たちは、直接、間接的に行政サービスの恩恵を受けているわけですが、その身近な財政支出の一例を見てみましょう。

身近な財政支出(平成16年度国と地方自治体の負担額の合計額)

● 公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育費負担額

小学生	858,000円
中学生	938,000円
高校生(国公立)	918,000円

● 私たちの生活や安全をまもるための警察・消防費

5兆2,666億円

● 国民医療費の公費負担額

10兆2,727億円

注) 人口:平成16年10月1日現在127,435千人(総務省統計局推計)

〔財源資料〕2006年

ヒントは中間の「税について考えよう～税の役割と使途～」の記事の中にあります。

Q1 平成17年度予算によると、国と地方の税収の合計は、どの位でしょうか。  
A 約33兆円 B 約44兆円 C 約77兆円

Q2 公立学校に通う小学生が1人いる家庭では、年間教育費の公的補助はどの位でしょうか。  
A 858,000円 B 918,000円 C 938,000円

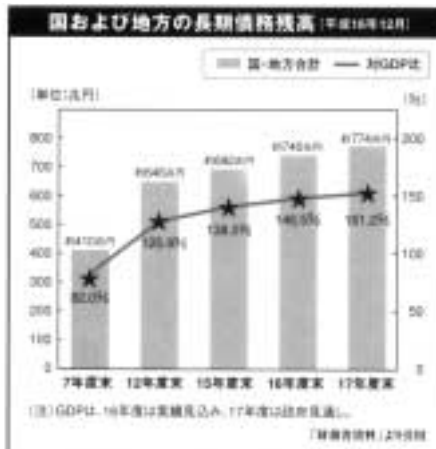
Q3 平成17年度末の国と地方の長期債務残高はどの位見込まれているでしょうか。  
A 約410兆円 B 約692兆円 C 約774兆円

## ③ 税収の補てん

わが国は、長引く景気の低迷や経済対策に伴う累次の減税措置などにより税収が減少傾向にある一方、少子・高齢化の進展による社会保障費の増大等により支出額は年々増加の傾向にあります。この不足額を埋めるために、国や地方では借金(公債)をしています。

わが国では、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどっており、平成17年度末の国及び地方の長期債務残高(公債残高、借入金残高等の国の長期債務と地方の債務残高とを合計したものは、774兆円程度に達すると見込まれています。

これは、GDP(国内総生産)比で約15%となり、主要先進国の中でも最悪の水準となっています。このため、国や地方においては、堅実な行政改革を徹底し、財政の健全化に向けて努力することが求められています。



## 応募方法

● 官製ハガキの場合  
①クイズの答 ②住所(郵便番号) ③氏名 ④年齢 ⑤性別 ⑥職業 ⑦連絡先電話番号を明記して次の宛先まで。  
宛先 〒119-0294 東京都新宿区牛込郵便局私書箱74号  
法人会「税金クイズ」C係

● インターネットの場合  
11月1日から全法連ホームページからも応募できます。  
URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

応募締め切り 平成17年11月30日消印有効  
当せん者発表  
第三者委員会のもとに抽せんを行い、正解者の中から当せん者を決定します。当せん者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。

個人情報の取扱いについて応募者の皆さまの個人情報は当せん景品の発送以外の目的で使用することはありません。

※この応募は電子メールのインターネットを通じて個人様一回限りとなります。

URL  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>